

H25・日釣工第76号

平成25年12月18日

釣用加工エサの製品安全ガイドライン

一般社団法人日本釣用品工業会

《 目 的 》

一般社団法人日本釣用品工業会の会員たる釣用加工エサメーカーは、これまでも、ヒトにも環境にも安全性の高い製品を製造・販売して参りましたが、現在わが国で、釣用加工エサ（以下：加工エサ）については、本来食品ではないことから、製品安全のための規制基準が存在していません。

そこで、この度、『一般社団法人日本釣用品工業会の会員たる釣用加工エサメーカーが製造・販売する加工エサはヒトにも環境にも安全性の高い原材料を使用している』という、製品安全への不断の努力をここに宣明し、これからも消費者の皆様に、より安心して加工エサをご購入頂く為に、まずは、一般社団法人日本釣用品工業会が率先して、本ガイドラインを策定するものであります。

《 本 文 》

第1条（定義）

「釣用加工エサ」とは、『天然物の原型を残さず、乾燥・粉碎・混合などの工程により、水を除く一種類以上の添加物・原材料を加えた物』とする。

第2条

「釣用加工エサ」には、食品衛生法により、食品添加物として指定されている物を原材料として使用することを基本とする。

第3条（対象範囲）

一般社団法人日本釣用品工業会会員が国内販売するすべての加工エサ製品を対象とする。

第4条（適用時期等）

第1項 発効日：平成25年12月18日

第2項 適用開始日：平成26年2月7日（金）から適用する。

第3項 発効日以前に設計された製品は、平成28年1月1日までに、また、発効日以後に出荷される製品は、本ガイドラインに準拠させるものとする。

第5条（原材料の表示）

原材料の表示については、各企業の裁量に委ねる。

第6条（原材料の使用を特に厳禁する物）

第1項（保存料）

ホルマリン（ホルムアルデヒド水溶液）、サリチル酸、ホウ酸

第2項（重金属）

鉛、ヒ素、カドミウムについて、原料段階で飼料の基準を超えないこと

第3項

前項の規定の内、天然原料由来のものは除く

第4項（放射性物質）

放射性物質については、一般食品の基準値に準じる（100 ベクレル/kg以下）

第5項

赤土若しくは同等の粒子が微細な土壌は使用しない。

第7条

前条の原材料の使用を特に厳禁する物以外、又は必要に応じて、一般社団法人日本釣用品工業会が加工エサの製品安全に問題があると機関決定した原材料物質については、速やかに、会員企業に不使用の勧告を行うものとし、会員企業は適切に遵守することとする。

附則

本ガイドラインの改定については、必要に応じて、一般社団法人日本釣用品工業会の機関で適切に行うものとする。

以上